



平成 19 年 9 月 4 日

各 位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 折口 雅博
 (コード番号 4723 東証第一部)
問合せ先 執行役員 広報IR部長 大迫 一生
 (TEL. 03-3405-9262)

株式会社コムスの事業移行にかかる第 4 回第三者委員会の審議内容等について

当社子会社、株式会社コムス（以下コムス）の事業移行につきまして、本日開催の第三者委員会でコムスの在宅系サービスについて、審議・答申された内容は以下のとおりです。

記

1. 第三者委員会は、本日の在宅系サービス最終審査を経て、コムスに対し答申書を提出しました。骨子は以下のとおりです。

(1) 承継事業者

別紙 1. 「承継法人一覧【在宅系サービス】」のとおり

(2) 上記事業者を選定した理由

別紙 2. 「選定の理由【在宅系サービス】」のとおり

(3) 承継先法人に付す条件

別紙 3. 「承継法人に付す条件【在宅系サービス】」のとおり

(4) 選定経過

別紙 4. 「在宅系サービスの承継法人選定経過について」のとおり

以上

本件に関する問合せ窓口

コムス 第三者委員会事務局 TEL : 03-5772-7627

別紙 1

承継法人一覧〔在宅系サービス〕

都道府県名	承継法人名	本社所在地
北海道	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
青森県	有限会社青森介護サービス	青森県青森市
岩手県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
宮城県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
秋田県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
山形県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
福島県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
茨城県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
栃木県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
群馬県	ケアサブライシステムズ株式会社	群馬県高崎市
埼玉県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
千葉県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
東京都	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
神奈川県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
新潟県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
富山県	社会福祉法人射水万葉会	富山県射水市
石川県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
福井県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
山梨県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
長野県	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
岐阜県	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
静岡県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
愛知県	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
三重県	有限会社共栄	三重県四日市市
滋賀県	特定非営利活動法人市民福祉滋賀	滋賀県野洲市
京都府	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
大阪府	日本ロングライフ株式会社	大阪府大阪市
兵庫県	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
奈良県	財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡
和歌山県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
鳥取県	株式会社ハピネライフケア	鳥取県米子市

島根県	サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市
岡山県	サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市
広島県	サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市
山口県	サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市
徳島県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
香川県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
愛媛県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
高知県	社会福祉法人ふるさと自然村	高知県南国市
福岡県	麻生メディカルサービス株式会社	福岡県飯塚市
佐賀県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
長崎県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
熊本県	有限会社熊進企画	熊本県熊本市
大分県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
宮崎県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
鹿児島県	医療法人徳洲会	東京都千代田区
沖縄県	医療法人徳洲会	東京都千代田区

選定の理由【在宅系サービス】

コムスン第三者委員会では、承継法人の選定に際して、審査基準を総合的に参酌し審査した結果、次のような事由から、承継法人として選定した。

1. 承継法人が審査基準所定の介護サービスの公益性を認識するとともに社会的責任を自覚し、利用者の尊厳、自立支援に最大限配慮したサービスを継続的かつ安定的に提供する能力を有していること。
2. 承継を受ける地域でコムスンが利用者に対して提供しているサービスの全てを、承継後も提供する意思及び能力を有していること、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地・離島におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等を継続して提供する意思及び能力を有していること。
3. 介護サービスの提供に関する十分な経験を有し、介護保険制度に対して精通していると認められること。
4. 承継を受ける地域において、コムスンが提供している介護事業を継続していくために必要な人材供給能力を有していること。
5. 承継した介護事業を継続的に運営していくために必要な最低限の財務基盤を有していること。
6. 介護保険法ならびに障害者自立支援法を遵守して介護保険サービスを提供するために、適切なコンプライアンスに努めており、本選定時まで介護保険法ならびに障害者自立支援法による指定の取消処分を受けた事がないこと。
7. 事業承継後もコンプライアンスの維持・充実に努め、介護保険法を遵守した適正な介護保険サービスの提供に努める意思を有していること。
8. 承継する従業員全員の雇用の確保と雇用条件継続の意思を有すること。

以上

承継法人に付す条件【在宅系サービス】

(全承継法人共通)

1. 利用者の権利保全について

- (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑に承継する全てのサービス、特に、24 時間訪問介護サービス、山間・僻地・離島におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等については、継続して提供すること。
- (4) 承継対象となる事業をみだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。但し、事前に、後述する項目 3(7)に規定する第三者機関に対し、文書で承認を得ている場合はこの限りではない。

2. 従業員の雇用保全措置等について

- (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
- (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟している UI ゼンセン同盟日本介護クラフトユニオンによる活動を妨げないこと。
- (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。

3. 法令遵守・コンプライアンスについて

- (1) 法令遵守体制を確立すること。
- (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
- (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的実施すること。
- (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。

- (5) 承継対象となる事業を運営する法人と他の法人（グループ会社含む）との間で取締役を兼務させないこと。
- (6) 行政監査における指摘事項及び自主点検の結果による要改善事項の原因を究明し、全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講じること。
- (7) 事業承継後についても、コムスは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目（6）についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。
- (8) 第1項（3）及び同項（4）ならびに本項（6）に違反した場合には、第三者機関が選定する譲渡先に、株式会社コムスから承継した全事業を取得時と同条件で直ちに譲り渡すこと。

4. 責任を持った事業の承継主体であること

- (1) 介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。
- (2) 利用者への応対に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為に具体的施策を実施すること。

5. 本件の承継対象について

- (1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。
- (2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

以上

承継法人に付す条件【在宅系サービス】
(富山県、滋賀県、奈良県、高知県、沖縄県 対象)

1. 利用者の権利保全について
 - (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
 - (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
 - (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑に承継する全てのサービス、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地・離島におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等については、継続して提供すること。
 - (4) 承継対象となる事業をみだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。但し、事前に、後述する項目3(6)に規定する第三者機関に対し、文書で承認を得ている場合はこの限りではない。

2. 従業員の雇用保全措置等について
 - (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
 - (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているUIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオンによる活動を妨げないこと。
 - (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。

3. 法令遵守・コンプライアンスについて
 - (1) 法令遵守体制を確立すること。
 - (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
 - (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的実施すること。
 - (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。
 - (5) 行政監査における指摘事項及び自主点検の結果による要改善事項の原因を究明し、全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防

止措置を講じること。

- (6) 事業承継後についても、コムスは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(5)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。
- (7) 第1項(3)及び同項(4)ならびに本項(6)に違反した場合には、第三者機関が選定する譲渡先に、株式会社コムスンから承継した全事業を取得時と同条件で直ちに譲り渡すこと。

4. 責任を持った事業の承継主体であること

- (1) 介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。
- (2) 利用者への対応に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為の具体的施策を実施すること。

5. 本件の承継対象について

- (1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。
- (2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

6. 譲渡の方法について

利用者の継続的なサービス確保等の観点から、事業の移行についてはスムーズに行い、またその移行の方法について、株式会社コムスンと承継法人とは、密接に協議し、協力しあうこと。

以上

承継法人に付す条件【在宅系サービス】
(埼玉県 対象)

1. 利用者の権利保全について
 - (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
 - (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
 - (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑に承継する全てのサービス、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地・離島におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等については、継続して提供すること。
 - (4) 承継対象となる事業をみだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。但し、事前に、後述する項目3(7)に規定する第三者機関に対し、文書で承認を得ている場合はこの限りではない。

2. 従業員の雇用保全措置等について
 - (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
 - (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているUIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオンによる活動を妨げないこと。
 - (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。

3. 法令遵守・コンプライアンスについて
 - (1) 法令遵守体制を確立すること。
 - (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
 - (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的を実施すること。
 - (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。
 - (5) 承継対象となる事業を運営する法人と他の法人(グループ会社含む)との間で取締役を兼務させないこと。
 - (6) 行政監査における指摘事項及び自主点検の結果による要改善事項の原因を究明

し、全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講じること。

- (7) 事業承継後についても、コムスは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(6)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。
- (8) 第1項(3)及び同項(4)ならびに本項(7)に違反した場合には、第三者機関が選定する譲渡先に、株式会社コムスから承継した全事業を取得時と同条件で直ちに譲り渡すこと。

4. 責任を持った事業の承継主体であること

- (1) 介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。
- (2) 利用者への対応に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為に具体的施策を実施すること。

5. 本件の承継対象について

- (1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。
- (2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

6. 地域における特定事項

株式会社コムスが県に提出した、改善勧告に対する改善報告書に記載する事項について、承継後も引き継いで改善もしくは改善維持していくこと。

以上

承継法人に付す条件【在宅系サービス】

(京都府 対象)

1. 利用者の権利保全について

- (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑に承継する全てのサービス、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地・離島におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等については、継続して提供すること。
- (4) 承継対象となる事業をみだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。但し、事前に、後述する項目3(7)に規定する第三者機関に対し、文書で承認を得ている場合はこの限りではない。

2. 従業員の雇用保全措置等について

- (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
- (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているUIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオンによる活動を妨げないこと。
- (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。

3. 法令遵守・コンプライアンスについて

- (1) 法令遵守体制を確立すること。
- (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
- (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的実施すること。
- (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。
- (5) 承継対象となる事業を運営する法人と他の法人(グループ会社含む)との間で取締役を兼務させないこと。
- (6) 行政監査における指摘事項及び自主点検の結果による要改善事項の原因を究明

し、全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講じること。

- (7) 事業承継後についても、コムスは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(6)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。
- (8) 第1項(3)及び同項(4)ならびに本項(7)に違反した場合には、第三者機関が選定する譲渡先に、株式会社コムスから承継した全事業を取得時と同条件で直ちに譲り渡すこと。

4. 責任を持った事業の承継主体であること

- (1) 介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。
- (2) 利用者への対応に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為に具体的施策を実施すること。

5. 本件の承継対象について

- (1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。
- (2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

6. 地域における特定事項

利用者の事業者の選択、事業所運営の透明性向上を目的として、今後、京都府の推奨する「第三者評価」を受けること。

以上

在宅系サービスの承継法人選定経過について

本件審査にかかる選定過程は、次のとおりである。

- 7月31日 事業移行計画発表
- 8月1日 公募要項発表、公募参加表明書受付開始
- 8月10日 在宅系サービス公募参加表明書提出期限、
WEB エントリー数 1,012 件（延べ）、正式応募数 675 件 252 法人
- 8月17日 第2回第三者委員会
・在宅系審査基準指針決定、資格審査通過法人決定
- 8月20日 事業承継申込書提出期限
- 8月27日 第3回第三者委員会
・審査
- 9月4日 第4回第三者委員会
・審査、移行先選定

ご参考

答 申 書

御社の事業のうち在宅系サービスについては、次の事業者に対して承継することが適切と審査しましたので、下記に答申します。

記

1. 承継対象地域及び承継法人
別紙 1 「承継法人一覧【在宅系サービス】」のとおり

2. 上記法人を選定した理由
別紙 2 「選定の理由【在宅系サービス】」のとおり

3. 承継法人に付す条件
事業承継した法人が、今後より高いレベルで保持して事業運営できるよう、別紙 3 「承継法人に付す条件」に記載する事項の遵守を条件とする。

以上